

協会会員に限り、施設基準の届出や報告に必要な受講証を発行します

施設基準に係る研修(eラーニング)のご案内

①歯初診 ②外安全1 ③外感染1、2 ④口管強 ⑤歯援診の届出(報告)に必要な研修をいつでも受講いただけます。

今年3月末時点で「外来環」「か強診」を届け出ている先生へ

※「外安全1」「外感染1もしくは外感染2」「口管強」それぞれの施設基準を満たした上で、
来年5月末までに再度の届出が必要となります。

※再度の届出をしなかった場合、来年6月1日から算定できません。

1

施設基準に係る研修の受講について

①歯初診(歯科点数表の初診料の注1)の届出医院は、院内感染防止対策に関する研修を4年に1回以上受講する必要があります。

▶厚生局への報告：研修を受講した年月日を毎年8月に厚生局岡山事務所へ提出する歯初診に係る報告書に記載してください。

②外安全1(歯科外来診療医療安全対策加算)、**③外感染1、2**(歯科外来診療感染対策加算)、**④口管強**(口腔管理体制強化加算)、**⑤歯援診**(在宅療養支援歯科診療所)を届け出る際に、それぞれの施設基準の要件を満たす研修を受講してください。

ご注意
下さい

③外感染1、2、**④口管強**の施設基準は、**①歯初診**を届け出ていることが要件とされているため、**①歯初診**の施設基準を満たさなくなった時点で、届出の取り下げが求められます。**③外感染2**は感染経路別予防策(個人防護具の着脱法等を含む)及び新型インフルエンザ等感染症などに対する対策・発生動向等に関する研修を1年に1回以上受講する必要があります。その他は届出後の定期的な研修は不要です。

2

協会会員限定:eラーニングによる受講方法

1) 推奨 パソコンやタブレットで受講する場合

- ①岡山県保険医協会のホームページの画面左側のメニューバーの**歯科研修会**より**会員限定eラーニング**をクリックしてください。
- ②ページ下部の**施設基準に係る研修:eラーニング**をクリックし、新規登録をしてください。受講用IDとパスワードをお送りします。



▲岡山県保険医協会のホームページ

2) スマートフォンで受講する場合

- ①スマートフォンのカメラを起動して右のQRコードを読み取った後、上記1)パソコンやタブレットで受講する場合の**②の手順**に進んでください。

